

第1章

健康づくり文化創造プランの概要 (健康とっとり計画の見直し)

- 1 文化創造プランの理念
- 2 見直しの内容
- 3 文化創造プランの期間
- 4 文化創造プランの位置付け
(他の行政計画との関係)

1 文化創造プランの理念

健康は、疾病や障害の有無に関わらず、健やかに生き生きと暮らすために最も基本となるものであり、生活の質を高めるためにも、日々の暮らしの中で意識的に心身の健康を維持する取組が必要なものと言えます。

そして、「健康づくり」とは、単に病気を予防するだけでなく、自らが健康に積極的に関心を持ち、健やかで充実した日常生活を送るため、心身の状態をより良くし、自分らしい生活を送るための最適な状態を創り出すことであり、その実現のために、個人や社会全体が地域を取り巻く環境の向上に努めるという、積極的で前向きな活動のことを言います。

鳥取県では、こうした個人や地域の取組を支援するため、このたび、平成13年に策定した健康増進計画「健康とっとり計画」を見直し、生活習慣病予防を中心に据えた「健康づくり文化創造プラン（以下「文化創造プラン」という。）」を策定することとしました。

文化創造プランで取り組む生活習慣病予防のためには、高血糖、高血圧などの症状一つ一つを抑えても根本的な改善につながらず、運動や食生活等の生活習慣の改善を一体的に進めることにより、内臓脂肪を減少させることが重要です。

そのため、前計画では分野を分けて切り離して考えていた「運動・食生活等」と「糖尿病・たばこ・アルコール等」を、今回の見直しでは一つに統合して、「生活習慣病対策」として一体的に取り組むこととしました。

生活習慣病の改善は、最終的には個人の理解とそれに基づいた実践にかかっていますが、健康づくりが私たちの普段の生活の中に浸透していくためには、一人ひとりの主体的な健康づくりの取組とともに、家庭・学校・職場・地域等様々な場での支え合いの仕組みを作ることが大切であり、そうしたあらゆる活動を社会環境の改善や生活環境の整備に結びつくよう発展させながら、健康に関して安全で安心して生活することのできる地域づくりにつなげていくことが重要です。

文化創造プランの策定は、このような健康づくりの重要性を一人ひとりが深く理解し、自らの健康を管理する能力の向上を図りながら「健康をまもり、つくる」ことを日常生活の中で習慣化し、家庭や職場・地域社会全体に広げていくことを目指しています。

そして、この取組を着実に積み重ね、親から子へ、子から孫へと伝えていくことが、やがて我が鳥取県の特色ある風土として、私たちの生活の中に根付き、「健康づくり文化」が創造されるのです。

2 見直しの内容

現行の6分野のうち、「健康増進」、「生活習慣病対策」、「寝たきり予防」の3分野について見直しを行います。（次頁図「健康とっとり計画見直しの概要」参照）

- (1) 「健康増進」と「生活習慣病対策」を、「生活習慣病対策」と「がん対策」に組み替えます。
- (2) 「寝たきり予防」は、介護予防の概念に含めることとし、介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画の中で推進します。

[見直し後]

生活習慣病対策 ⇨ 「健康づくり文化創造プラン」

- 1 栄養・食生活
- 2 身体活動
- 3 こころの健康
- 4 循環器病
- 5 糖尿病
- 6 たばこ
- 7 アルコール

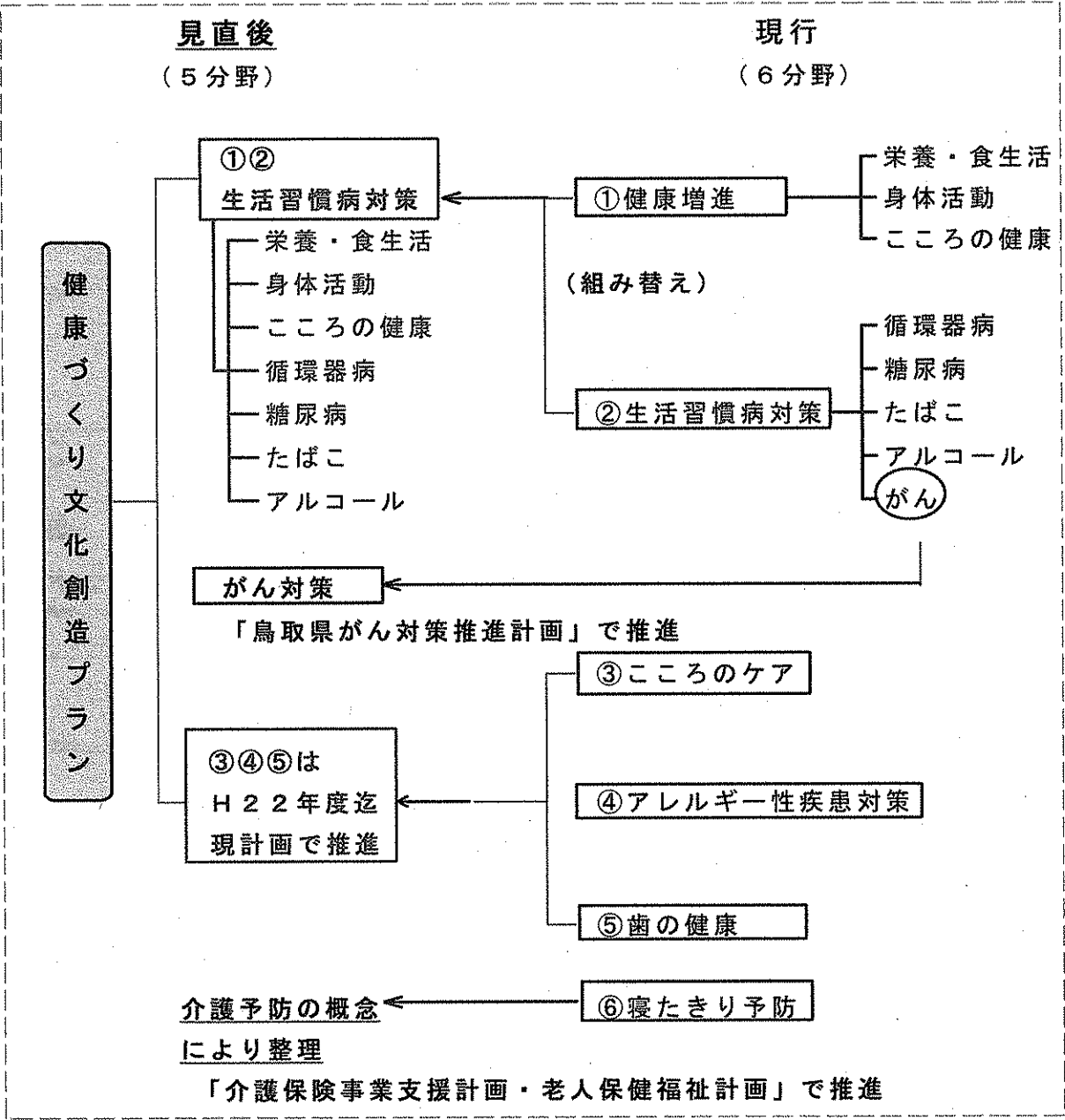


※ 「こころのケア」「アレルギー性疾患対策」「歯の健康」の3分野については、現計画のまま「健康づくり文化創造プラン」として推進します。

がん対策 ⇨ 「鳥取県がん対策推進計画」

寝たきり予防 ⇨ 「介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画」

健康とっとり計画見直しの概要



3 文化創造プランの期間

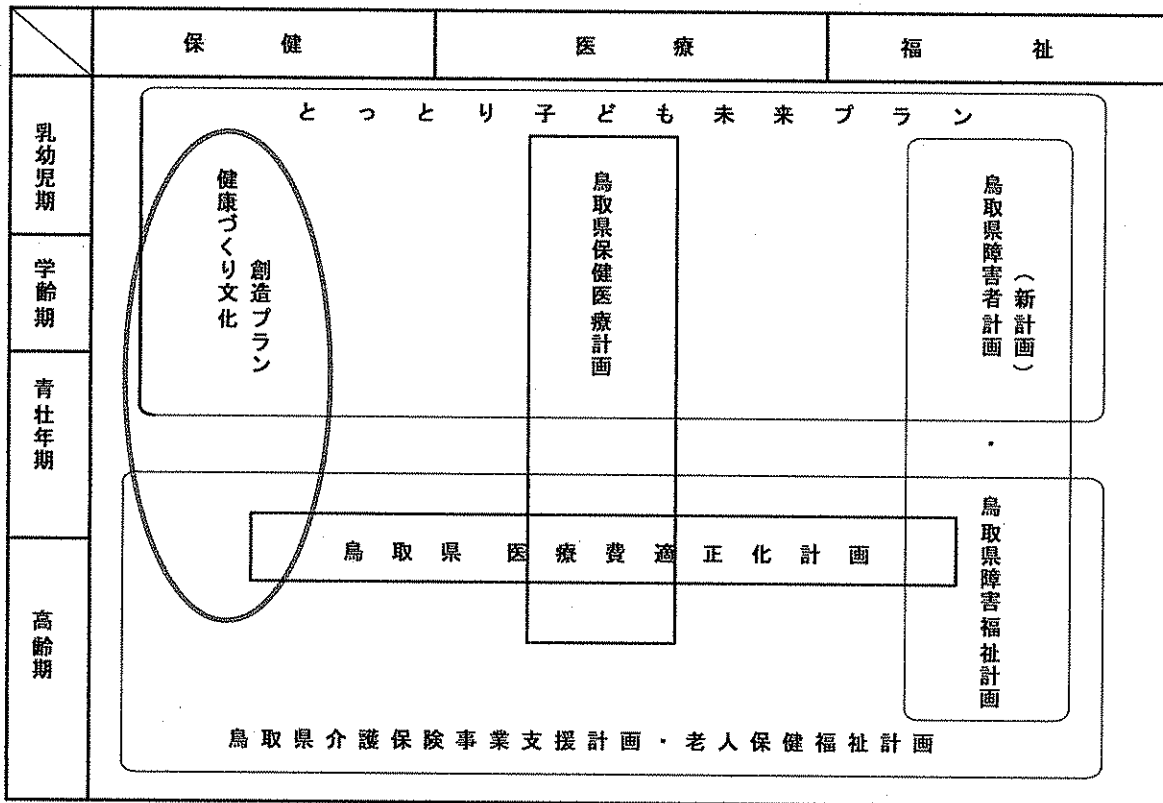
現行の計画は、平成22年度を最終年度とする10か年計画としていますが、今回見直しを行う「生活習慣病対策分野」と「がん対策分野」については、平成24年度を終期とした目標設定を行い、医療費適正化計画と調和のとれた計画とします。

4 文化創造プランの位置付け（他の行政計画との関係）

県では、保健・医療・福祉分野ごとにさまざまな計画を策定しています。

文化創造プランは、県民の健康水準全般の向上をめざす保健分野の具体的な行動計画として位置付けられるものです。

保健・医療・福祉計画



◇とっとり子ども未来プラン

この計画は、県内の次代を担うすべての子どもと子どもを育成する家庭を社会全体で支援するという視点に立ち、今後5年間（平成17～21年度）に取り組むべき施策の方向性や目標を総合的に定めたものです（平成17年3月策定）。

本計画の実施に当たっては、行政機関のみならず、家庭や地域・保育所・幼稚園・学校・企業等が連携して総合的な施策を推進します。

計画は次の7つの重点施策で構成されています。

- 1 子どもの生きる力の育成と親になるための教育の推進
- 2 要保護児童・要支援家庭等への取組の推進
- 3 子育てしながら働ける・社会参加できる社会の実現
- 4 子どもが暮らしやすい地域環境づくり
- 5 母子保健・医療等の充実
- 6 地域社会全体での子育て
- 7 子どもの安全確保の推進

◇鳥取県保健医療計画

この計画は、すべての県民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、地域において切れ目のない医療提供体制を実現し、県民の医療に対する安心・信頼の確保を目指すものであり、今後の保健医療対策の基本的方策や目標を定めたものです（計画期間：平成20年度～平成24年度）。

本計画の実施に当たっては、行政や保健医療関係者等が連携して推進します。

計画の基本方針は次のとおりです。

- 住民・患者の視点を尊重し、安心・安全で質の高い医療の効率的な提供体制の確立
- 医療機関の役割分担・連携により地域において適切な医療サービスが切れ目なく提供される体制の確立
- 保健・医療・介護（福祉）の連携のもとでの保健医療サービスの提供体制の確立
- 保健医療の提供を支える医療従事者の確保

◇鳥取県障害者計画（新計画）

この計画は、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目標とし、次に掲げる基本的な方向に沿って、「啓発・広報」「生活支援」「生活環境」「教育・育成」「雇用・就業」「保健・医療」「情報・コミュニケーション」の7つの分野で各種施策を推進することとしています。（計画期間：平成16年度～平成25年度）

〔施策の基本的方向〕

- 1 自己実現の支援
- 2 ライフステージに応じた連続性のある支援
- 3 地域における生活の支援
- 4 自立と参画のための基盤づくりの推進

なお、本計画については、障害者自立支援法の経過措置や特別対策などの見直しの動向、保健・医療・福祉に関わる諸計画の見直し等を踏まえ、平成20年度に見直しを行う予定です。

◇鳥取県障害福祉計画

この計画は、鳥取県障害者計画に掲げる「生活支援」のうち、障害福祉サービス等に関する実施計画的な位置付けとして、平成23年度を目標年度として策定されたものです。

（計画期間：第1期 平成18年度～平成20年度、第2期 平成21年度～平成23年度）

具体的には、次に掲げる基本的理念に立ち、必要な障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等のサービス提供体制を計画的に整備することとしています。

〔基本的理念〕

- 1 障害のある人の人権保障（ニーズ及び自己選択・自己決定の尊重）
- 2 地域における安心で豊かな生活の保障（地域生活への移行の促進及び入所・入院の縮減適正化を実現する地域生活支援の拡充）
- 3 働くことによる社会参加と自己実現の保障（就業支援等の強化）

なお、本計画については、平成20年度に第2期計画を定める予定です。

◇鳥取県医療費適正化計画

この計画は、医療費等の現状の分析を行い本県の特徴を明らかにした上で、生活習慣病の予防や平均在院日数の短縮等に関する目標を掲げ、「健康づくり文化創造プラン」、「鳥取県保健医療計画」等と密接に連携して施策を実施し、医療費の適正化を図るために定めたものです。

本計画の実施に当たっては、各医療保険者や県、市町村、医療機関、その他関係者が連携して進めていきます。

計画は次の2つの施策の柱で構成されています。

- 1 県民の生涯にわたる健康の保持
- 2 適切な医療の効率的な提供

◇鳥取県介護保険事業支援計画・老人保健福祉計画

この計画は、3年を1期（第3期計画期間：平成18年度～平成20年度、平成18年3月策定）とするもので、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関すること及び老人保健福祉事業の供給体制の確保に関することについて、県が目指すべき基本的な政策目標やその実現に向かって取り組むべき施策を定めたものです。

なお、第3期計画は次の5つの重点施策で構成されています。

- 1 介護保険対象サービスの整備と質の向上
 - (1) 介護予防施策の推進
 - (2) サービスの目標量と確保策
 - (3) 高齢者虐待防止・身体拘束廃止の取組の推進
- 2 老人保健福祉事業の推進
- 3 認知症高齢者に対する総合的な施策の推進
- 4 人材の養成・確保
- 5 老人保健福祉に関する推進体制の整備等